

令和3年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和3年6月11日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月18日 午前10時00分		
	閉 会	6月18日 午前11時04分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	座間味 邦 昭
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	福祉保健課長	宮 里 晃
	副 村 長	比 嘉 克 雄		
	教 育 長	玉 城 奎		
	総 務 課 長	我那覇 隆 文		
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	経 済 課 長	久 田 哲 史		
住 民 課 長	仲 村 美奈子			

令和3年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

令和3年6月18日（金曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第25号	村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	討論・採決
2	議案第26号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
3	議案第27号	今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	討論・採決
4	議案第28号	今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について	討論・採決
5	議案第29号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	討論・採決
6	議案第30号	工事請負契約について	討論・採決
7	議案第31号	令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	討論・採決
8	議案第32号	令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について	討論・採決
9	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	討論・採決
10	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて	討論・採決
11	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて	討論・採決
12	発委第1号	今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について	説明・質疑 討論・採決
13	陳情第1号	国立病院の機能強化を求める陳情書	説明・質疑 討論・採決
14	陳情第2号	コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度実現こども医療費無料制度の改善を求める陳情書	説明・質疑 討論・採決
15	意見書第2号	沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書	説明・質疑 討論・採決
16	意見書第3号	米軍航空機の低空飛行に関する意見書	説明・質疑 討論・採決
17	意見書第4号	国立病院の機能強化を求める意見書	説明・質疑 討論・採決

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	意見書第5号	コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度実現こども医療費無料制度の改善を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
19	意見書第6号	生活と雇用を守るためコロナ禍終息まで要件の緩和や支援の継続を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
20	決議第3号	閉会中の議員研修に関する決議	説明・質疑 討論・採決
21	決議第4号	今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議	説明・質疑 討論・採決
22	決議第5号	吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議	説明・質疑 討論・採決

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第25号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第25号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第25号 村長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第26号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第26号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第26号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第27号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第27号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及

び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第27号 今帰仁村体育施設の設置及び管理に関する条例及び今帰仁村村民の浜の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第28号 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第28号 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第28号 今帰仁城跡附シイナ城跡保存管理条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第29号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第29号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第29号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第30号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第30号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第30号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第31号 令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第31号 令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第31号 令和3年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「議案第32号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第32号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第32号 令和3年度今帰仁村国民健康保険特別会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9. 「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。
お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第10. 「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。
お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第11. 「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。
お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

日程第12. 「発委第1号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。山城 太 議会運営委員長。

○ 山城 太 議会運営委員長

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座 間 味 薫 殿

提出者
議会運営委員長 山城 太

今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに今帰仁村議会会議規則第14条第3項の規定により、提出します。

提案理由

議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものである。

詳細のほうは、別紙ではなく裏面に添付してあります。

今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則

今帰仁村議会会議規則（昭和62年規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、配偶者の出産補助その他の<u>やむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、配偶者の出産補助その他の<u>事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>

<p>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び<u>請願者の住所（法人の場合にはその所在地）</u>を記載し、<u>請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）</u>が署名又は記名押印しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>2 議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>（請願書の記載事項等）</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、<u>押印しなければならない。</u></p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名し、又は記名押印しなければならない。</p> <p>3 略</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 座間味 薫 議長 「発委第1号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」は、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「発委第1号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」を採決いたしました。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「発委第1号 今帰仁村議会会議規則の一部を改正する規則について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 「陳情第1号 国立病院の機能強化を求める陳情書」を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

総務文教委員長 座間味 邦 昭

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月11日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第1号	国立病院の機能強化を求める陳情書	採択すべきもの	「国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。」そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させるためにも大変重要である。	

以上。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第1号 国立病院の機能強化を求める陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第1号 国立病院の機能強化を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第14. 「陳情第2号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書」を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

総務文教委員長 座間味 邦 昭

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月11日付託された陳情審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第2号	コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現 子ども医療費無料制度の改善	採択すべきもの	財政的にも厳しい自治体が多い沖縄県で子ども医療制度の改善を安定的にすすめるためには、「現物給付に対する国のペナルティ」全廃が必要である。 いま、コロナ禍の中だからこ	

	を求める陳情書		そ、こどもたちの健やかな未来のため、少子化対策のためにも、18歳までの医療費無料化を国の制度として実施すべきである。	
--	---------	--	--	--

以上。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これから「陳情第2号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度実現こども医療費無料制度の改善を求める陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第2号 コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度実現こども医療費無料制度の改善を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15. 「意見書第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。島袋 誠 議会運営副委員長。

○ 島袋 誠 議会運営副委員長

意見書第2号

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者 島 袋 誠
賛成者 山 城 太
〃 興 儀 常 次
〃 上 原 祐 希
〃 吉 田 清 尊
〃 興那嶺 透

〃 座間味 邦 昭
〃 玉 城 みちよ
〃 與 那 勝 治
〃 嘉 陽 崇

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年が経過した今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上到底許されるものではない。

よって、本村議会は下記の事項が速やかに実現されるよう、強く要望する。

記

1. 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
2. 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

○ 座間味 薫 議長 「意見書第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第2号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第16. 「意見書第3号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。島袋 誠議会運営副委員長。

○ 島袋 誠 議会運営副委員長

意見書第3号

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	島 袋 誠
賛成者	山 城 太
〃	與 儀 常 次
〃	上 原 祐 希
〃	吉 田 清 尊
〃	與那嶺 透
〃	座間味 邦 昭
〃	玉 城 みちよ
〃	與 那 勝 治
〃	嘉 陽 崇

米軍航空機の低空飛行に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

米軍航空機の低空飛行に関する意見書

昨年末以降、慶良間諸島、本島北端の辺戸岬、大宜味村内上空、金武町沖等で、米空軍嘉手納基地所属MC130J特殊作戦機による低空飛行が相次いでいる。

我が国固有の領土である尖閣諸島の領有権をめぐり中国が今年2月に「海警法」を施行するなど、緊迫化する尖閣情勢をにらんだ訓練増による、あらたな県民の負担が懸念される。

沖縄防衛局関係機関から「米軍に対して、航空機の運用にあたっては、最低安全高度に関する日米合同委員会合意を遵守するとともに、より沖合で訓練を実施するなど、周辺住民に与える影響を最小限度にとどめるよう申し入れを行っている。引き続き米側と連携を図りながら、今後とも安全面に最大限の配慮を求めて、地元の皆様に与える影響が極力小さくなるように求めてまいりたい。」との説明がなされたところである。

しかしながら、米軍の訓練空域ではない民間地上空での米軍航空機の低空飛行は、県民の平穏な生活を乱し、県民の不安と懸念は一層強まっている。

よって、本村議会は、県民の生命と財産、平穏な生活を守る立場から、度重なる米軍航空機の低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう、強く要望する。

記

1. 米軍航空機による傍若無人な低空飛行を中止すること。
2. 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

○ 座間味 薫 議長 「意見書第3号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書」は、質疑、討論を省略

したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書」を採決いたします。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第3号 米軍航空機の低空飛行に関する意見書」は、原案のとおり採択されました。
日程第17. 「意見書第4号 国立病院の機能強化を求める意見書」を議題とします。
本件について、委員長の説明を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

意見書第4号

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

提出者	座間味 邦 昭
賛成者	與那嶺 透
〃	山 城 太
〃	吉 田 清 尊
〃	玉 城 みちよ

国立病院の機能強化を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国立病院の機能強化を求める意見書

貴職におかれましては、日頃より国民の医療・福祉の充実にご尽力いただき心から感謝申し上げます。
戦後最悪といえる「COVID-19 (以下「新型コロナ」と表記)」の感染拡大によって、感染症対策のみならず日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなりました。未だコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者のいのちと向き合っています。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態があります。

国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民のいのちが救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。

国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

記

1. コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。
 - ①国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。
 - ②「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。
3. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき提出いたします。

令和3年6月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

○ 座間味 薫 議長 「意見書第4号 国立病院の機能強化を求める意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第4号 国立病院の機能強化を求める意見書」を採決いたします。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第4号 国立病院の機能強化を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第18. 「意見書第5号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書」を議題とします。

本件について、委員長の説明を求めます。座間味邦昭総務文教委員長。

○ 座間味邦昭 総務文教委員長

意見書第5号

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	座間味 邦 昭
賛成者	與那嶺 透
〃	山 城 太
〃	吉 田 清 尊
〃	玉 城 みちよ

コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために
「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現
子ども医療費無料制度の改善を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな成長のために
「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳までこども医療費無料制度実現
こども医療費無料制度の改善を求める意見書

必要な時に安心して医療機関に受診できることは、こどもたちの心身の健やかな成長のために必要不可欠であり、多くの沖縄県民の願いでもあります。自治体によるこども医療費助成制度は全国でも沖縄でも大きく広がっています。

2019年4月1日現在で、中学校卒業以上の年齢まで医療費助成をしている全国の自治体は、「通院外来」で91.0%、「入院」で96.8%に達しています。「一部負担なし」「所得制限なし」「現物給付」といった「完全無料」を実現している自治体も確実に増えています。

沖縄県では子どもの貧困率が全国平均の倍以上になっており、多くの家庭が格差と貧困で苦しんでいましたが、2018年3月まで「現物給付で中学校卒業まで医療費無料」を実現していたのは、南風原町だけでした。

このような状況を打開しようと同年5月、「子どもの医療費無料制度を広げる沖縄県民の会」が発足し、県知事や県議会あての署名運動が行われ、同年10月、「中学卒業まで早期に無料化を求める」県議会決議が全会一致で採択されました。そして、2020年11月27日、県は「2022年4月から、中学卒業まで医療費無料化」を発表しました。市町村も改善をすすめる予定です。

ただし、まだ県の制度としては「償還払い」（窓口立て替え払い）となっています。「現物給付」への不安材料の一つが、政府によるペナルティ（国民健康保険国庫補助金の削減）です。

財政的にも厳しい自治体が多い沖縄県でこども医療制度の改善を安定的にすすめるためには、「現物給付に対する国のペナルティ」全廃が必要です。そして少子化対策のためにも18歳までの医療費無料化を国の制度として実施すべきです。

いま、コロナ禍の中だからこそ、こどもたちの健やかな未来のために以下の項目の実行を国に求めます。

1. こどもの医療費助成制度を現物給付にした市町村への国民健康保険への国庫補助の削減は少子化対策にも逆行するものであり、ただちに全廃すること。
2. 18歳までの医療費無料化を国の制度として早期に実現すること。

地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 厚生労働大臣

○ 座間味 薫 議長 「意見書第5号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第5号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第5号 コロナ禍の中だからこそ、子どもたちの健やかな成長のために「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第19. 「意見書第6号 生活と雇用を守るためコロナ禍終息まで要件の緩和や支援の継続を求める意見書」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員

意見書第6号

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	與 那 勝 治
賛成者	島 袋 誠
〃	上 原 祐 希
〃	與那嶺 透
〃	座間味 邦 昭
〃	吉 田 清 尊
〃	玉 城 みちよ
〃	山 城 太
〃	與 儀 常 次

生活と雇用を守るためコロナ禍終息まで
要件の緩和や支援の継続を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

生活と雇用を守るためコロナ禍終息まで要件の緩和や支援の継続を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済はかつてないほど厳しい状況に置かれ、未だに深刻な状況が続いている。

昨今、新型コロナワクチンの接種も始まり、終息に向かって動き出しているが、まだまだ出口の見えない現状にありながら雇用調整助成金特例措置の縮減が図られるなど、コロナ禍が与える経済的・精神的ダメージは大きい。

雇用調整助成金特例措置は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動縮小を余儀なくされる中、労働者の雇用の維持を目的とされており、縮減に伴い経営状況は更に厳しさを増し、解雇せざるを得ない状況が生まれる恐れがあることから、雇用への打撃や不安は増すばかりである。

コロナ禍によって先の見えない不安定な社会情勢の中において、労働者に不安を与えることなく雇用維持を図ることは喫緊の課題であり、雇用を守ることは政治の責務だと菅総理も述べられている。

よって政府は、新型コロナワクチン接種完了の見通しが立ち、集団免疫を獲得することによって地域経済が活気を取り戻し、社会情勢が安定するまでは、あらゆる助成金や給付金・支援金を縮減する事なく継続し、雇用維持の支援に努めるため、次の事項についてコロナ禍終息まで継続することを強く要望する。

記

- 1 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症特例を縮減前の助成率で継続すること
- 2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を継続すること
- 3 緊急小口資金・総合支援金（生活費）申請期間の延長と償還免除対象者の拡充、返済開始時期を延長すること
- 4 住居確保給付金（家賃）を継続すること
- 5 求職者支援訓練を継続すること
- 6 固定資産税や国民健康保険税等減免措置の拡充と継続、売上要件の緩和を行うこと
- 7 月次支援金の継続と売上要件の緩和を行うこと
- 8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を継続的に交付すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年6月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣 経済産業大臣
経済再生担当大臣

○ 座間味 薫 議長 「意見書第6号 生活と雇用を守るためコロナ禍終息まで要件の緩和や支援の継続を求める意見書」は、質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第6号 生活と雇用を守るためコロナ禍終息まで要件の緩和や支援の継続を求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第6号 生活と雇用を守るためコロナ禍終息まで要件の緩和や支援の継続を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第20. 「決議第3号 閉会中の議員研修に関する決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。山城 太 議会運営委員長。

○ 山城 太 議会運営委員長

決議第3号

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫 殿

提出者	山 城 太
賛成者	島 袋 誠
〃	與 儀 常 次
〃	上 原 祐 希
〃	吉 田 清 尊

閉会中の議員研修に関する決議

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のおり提出します。

閉会中の議員研修に関する決議

閉会中の議員研修に関する決議について、本議会は閉会中に下記の諸研修事業へ参加することを決議する。

記

1. ICTの活用による議会改革の研修

令和3年6月18日

今帰仁村議会

以上。

○ 座間味 薫 議長 「決議第3号 閉会中の議員研修に関する決議」は、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第3号 閉会中の議員研修に関する決議」を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第3号 閉会中の議員研修に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第21. 「決議第4号 今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議」を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座 間 味 薫 殿

提出者	上 原 祐 希
賛成者	島 袋 誠
〃	與 那 嶺 透
〃	座 間 味 邦 昭
〃	吉 田 清 尊
〃	玉 城 み ち よ
〃	與 那 勝 治
〃	山 城 太
〃	與 儀 常 次
〃	嘉 陽 崇

今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議

今帰仁村道湧川運天線は、国道505号より県の重要港湾である運天港と結ばれており、港は、伊是名村、伊平屋村の離島航路の玄関口として島民を中心に観光客等、コロナ禍以前は毎年14万人前後が利用している。また、構内には沖縄連携促進特別振興事業により冷凍冷蔵庫が整備され、北部地域で生産された農水産物の物流施設として、産業振興の一翼を担っている。

離島航路へのアクセスや物流の円滑化に向けた重要な路線である村道湧川運天線は、全長が3,725メートルで全線において幅員が狭小であり、交差点隅切りも未整備で、トラック等の大型車両の通行が厳しく、普通車両によるすれ違い時には危険性が高い状況にある。

一方、連結する国道505号沿線には、国営沖縄記念公園海洋博公園や世界文化遺産の今帰仁城跡が立地し、嵐山ゴルフ場では2025年に開業を予定している大型テーマパーク事業が進められている。

このようなことから、今帰仁村道湧川運天線を県道へ昇格し、運天港を起点とする隘路となっている区間の整備を行うことで、重要港湾及び主要観光地への利便性や物流の向上等が図られ、伊是名村、伊平屋

村の離島振興と今帰仁村及び北部地域の発展に大きく寄与するものである。

よって、本村議会は下記事項について、早期実現を強く求める。

記

一、今帰仁村道湧川運天線の県道昇格による整備

以上決議する。

令和3年6月18日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 沖縄県知事 沖縄県議会議長

○ 座間味 薫 議長 「決議第4号 今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議」は、質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

これから「決議第4号 今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議」を採決いたします。
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「決議第4号 今帰仁村道湧川運天線の県道昇格を求める要請決議」は、原案のとおり可決されました。

日程第22. 「決議第5号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって吉田清尊議員の退場を求めます。

(吉田清尊議員 退場)

本件について、提出者の説明を求めます。1番島袋 誠議員。

○ 1番 島袋 誠 議員

令和3年6月18日

今 帰 仁 村 議 会
議 長 座間味 薫 殿

提出者	島 袋 誠
賛成者	上 原 祐 希
〃	與那嶺 透
〃	與 那 勝 治
〃	與 儀 常 次
〃	嘉 陽 崇

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議

令和3年3月22日、吉田清尊議員に対する辞職勧告決議を全会一致で四度可決した。

しかし、当該事件に対し不起訴処分となったことで議員活動を続けているが、不起訴処分は嫌疑不十分であり潔白ではなく、吉田議員も行為自体は認めていると報じられた。

被害を訴える女性は、精神的・肉体的に大きな苦痛を被った影響で今でも通院しており、苦しい生活が続いている。また、同意のない性行為だと強く告げているにも関わらず不起訴処分となるなど、「不同意性交等罪早期創設」等連日マスコミで報道されている社会問題と同様の事態が今まさにここで起きている。今回の事件は不起訴処分とはいえ、倫理的・社会的問題は何も解決していない。

吉田議員は、自ら起こした恥ずべき行為によって今でも被害を訴える女性がいるにも関わらず、不起訴処分となっただけで何事もなかったように振る舞い、苦痛を負わされた女性を放置し、己の権利だけを主張して議員活動を続けることは断じて許されるものではない。

「フラワーデモ」を行い、性被害者を支援している団体の代表者より、今帰仁村議会が辞職勧告を続けているという事で、性被害者が取り残されることなく心の支えになっているとの声をいただいた。

全国各地でも性暴力撲滅を訴える運動が行われ、法務省内でも性犯罪規定の改正が議論されている。我々今帰仁村議会も「同意なき性行為を広く処罰すること」等、令和3年第1回定例会で国に対して「性犯罪に関する刑法のさらなる改正を求める意見書」を提出した。被害者の視点に立ったより良い制度を実

現するため、声を上げて強く訴えていく必要がある。

よって、今帰仁村議会は吉田清尊議員に対し、自ら起こした恥ずべき行為の社会的、道義的責任を真摯に受け止め、公人として自らの責任を痛感し、速やかに議員辞職することを勧告する。

以上、決議する。

令和3年6月18日

沖縄県今帰仁村議会

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前11時01分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前11時01分)

ただいま除斥されている吉田清尊議員から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言する場合は申し出るよう伝えてありましたが、その申出はありませんでしたので報告いたします。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「決議第5号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」を採決いたします。

この採決は起立により行いますが、起立しない議員の取扱いについて、お諮りします。

起立しない議員は、本件に対して反対とみなすことにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 異議がないので、そのように決定いたします。

「決議第5号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

○ 座間味 薫 議長 「起立多数」です。

したがって、「決議第5号 吉田清尊議員に対する議員辞職勧告決議」については、原案のとおり可決されました。

吉田清尊議員の入場を求めます。

(吉田清尊議員 入場)

○ 座間味 薫 議長 次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本定例会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつ

きましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和3年第2回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時04分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 與那嶺 透

署名議員 座間味 邦 昭